

株式会社ファンケル
定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

- 第1条 当社は株式会社ファンケルと称する。
英文では、FANCL CORPORATIONと表示する。

(目 的)

- 第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. 化粧品の製造販売および輸出入
 2. 医薬品、医薬部外品の製造販売および輸出入
 3. 医療器具、用具の製造販売および輸出入
 4. 全酒類の販売および輸出入
 5. 絵画、版画および古美術品、骨董品の売買および輸出入
 6. 時計および各種宝石類・貴金属の売買および輸出入
 7. 自動車の売買および輸出入
 8. 家具、インテリア用品の売買および輸出入
 9. 書籍類の出版、販売および輸出入
 10. 衣料品の販売および輸出入
 11. 什器、文房具、日用品雑貨の販売および輸出入
 12. 家庭用電気製品の販売および輸出入
 13. スポーツ娯楽用品の販売および輸出入
 14. 商品の梱包並びに配達業務の請負
 15. 情報処理サービスおよび情報提供サービス業
 16. ダイレクトメールの封入、封かん、発送業務の請負
 17. 不動産の管理および賃貸
 18. 市場調査、広告、宣伝に関する業務
 19. 広告、宣伝の情報媒体の企画、制作および販売
 20. 無農薬、有機肥料使用などにより生産される食品の販売および輸出入
 21. 着色料、防腐剤などを使用しない天然食品、飲料の販売および輸出入
 22. 減塩、低カロリーおよびリノール酸などの成分調整食品の製造、販売および輸出入
 23. ビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の製造、販売および輸出入
 24. 農産加工品の製造販売および輸出入
 25. 水産加工品の製造販売および輸出入
 26. 電話による事務取次サービス
 27. 消費者からの委託による輸入の代行業務
 28. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理業
 29. 飼料の製造・販売
 30. 建築工事および建物のリフォーム
 31. 労働者派遣事業
 32. 旅行業法に基づく旅行業
 33. 有料職業紹介事業
 34. 建物およびその敷地内の清掃業務の請負
 35. 印刷およびコピーサービス業務の請負
 36. 薬局の経営
 37. エステティックサロンの経営
 38. 化粧品、医薬品、医薬部外品、健康食品等の製造業における製造ラインの業務の請負

39. 給与計算業務およびそれに関連する事務手続の業務の請負
40. 人材育成のための教育事業並びにカウンセリング
41. 食料品の販売
42. 通信販売業
43. 玄米加工プラント開発
44. 教養、スポーツ等の文化教室の運営と通信教育
45. 健康維持を目的とした情報助言の提供ならびにそのための各種検査の取次
46. 情報資産の管理および賃貸
47. 経営、労務および経理事務等事務代行業
48. 金銭の貸付、その代理および貸借の媒介ならびに保証
49. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は467,676,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第13条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の定める順序により、先順序の代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令により、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが認められている事項の全部又は一部を同書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(当会社株式の大量買付行為に対する対応策)

第17条 当社は、株主総会の決議または取締役会の決議によって、当会社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本対応策」という。）の導入、継続、変更または廃止の決定を行うことができる。

- ② 当社は、前項に規定する本対応策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てまたはその他の対抗措置を行うことおよびそれらに関する事項を決定することができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は15名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の定める順序により、先順序の代表取締役が議長となる。

- ② 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ④ 取締役および監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役を選定し、代表取締役の中から社長執行役員1名を選定する。

(名誉会長および相談役)

第24条 取締役会の決議をもって、名誉会長および相談役を置くことができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(執行役員)

第 27 条 当社は、取締役会の決議により執行役員をおくことができる。

② 執行役員に関しては、取締役会規程および執行役員規程において定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 28 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を 1 名以上選定する。

(任 期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 35 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。